

ASEAN知財動向報告会

# インドネシアにおける特許法等法令の 解説文の法的効果について

2019年5月15日

T M I 総合法律事務所  
シンガポールオフィス  
弁護士 関川 裕



# 目次

---

I

• 調査内容

II

• インドネシア特許年金問題

III

• 解説文の法的根拠

IV

• 解説文の法的拘束力

V

• まとめ

I

• 調査内容

II

• インドネシア特許年金問題

III

• 解説文の法的根拠

IV

• 解説文の法的拘束力

V

• まとめ

# I 調査内容

---

## 1. 「解説文」とは？

インドネシアの法令に添付される条文の内容を解説する文書（インドネシア語では“Penjelasan” 英語では“Elucidation”という）。



PRESIDEN  
REPUBLIK INDONESIA

PENJELASAN

ATAS

UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA

NOMOR 13 TAHUN 2016

TENTANG

PATEN

### I. UMUM

Bagi Indonesia, sebagai negara dengan jumlah penduduk yang besar dan memiliki sumber daya alam yang melimpah maka peranan teknologi sangat penting untuk meningkatkan nilai tambah dan daya saing dalam mengolah sumber daya dimaksud. Hal tersebut merupakan hal yang tidak terbantahkan. Namun, perkembangan teknologi tersebut belum mencapai sasaran yang diinginkan, dalam arti perkembangan teknologi belum dimanfaatkan secara maksimal dalam segala bidang, sehingga belum memperkuat kemampuan Indonesia dalam menghadapi persaingan global.

# I 調査内容

---

## 2. 調査目的

インドネシアにおける特許法をはじめとする法令に添付される解説文の法的根拠及び法的拘束力を明らかにする。

## 3. 調査の背景

2013年頃より、インドネシア旧特許法（2001年法律第14号）における特許年金問題（詳細は次スライド以降）が発生し、多くの日本企業（及び外国企業）の間で問題となったため。



• 調査内容



• **インドネシア特許年金問題**



• 解説文の法的根拠



• 解説文の法的拘束力



• まとめ

# II インドネシア特許年金問題

---

## 1. インドネシア特許年金問題の詳細

### (1) 日本企業（及び外国企業）の年金未納

- インドネシアでは、特許出願から登録までにかかる期間が長く、登録になる頃には不要となっている特許も多い。
- 日本を含む多くの国では、特許年金を納付しない場合には自動的に特許が取り消される。
- 多くの日本企業は、不要となった出願特許が登録に至った場合や、不要となった登録特許権については、特許年金を支払わないことにより権利放棄したと認識していた。
- しかしながら、2013年頃より、インドネシア知的財産総局（GDIP）から未納特許年金の納付を求める通知が届き、問題が表面化。

# II インドネシア特許年金問題

---

## (2) インドネシア旧特許法における特許年金に関する規定

- 第18条

**特許の効力の維持**及びライセンス登録のためには、特許権者又は実施権者は、年金を納付しなければならない。

- 第88条

特許は、特許権者が本法律で定める期間内に年金を納付する義務を履行しない場合には、**法律による取消しを宣言される**。

- 第89条

(1) 法律による特許の取消しは、**特許権者及び実施権者に対して知的財産総局により書面で通知され**、かつ、当該通知の日から効力を発する。

(2) 第88条に基づく特許の取消しは、記録され、かつ、公告される。

# II インドネシア特許年金問題

---

## (2) インドネシア旧特許法における特許年金に関する規定

- 第90条

**(1) 特許は、知的財産総局に対して書面で提出された特許権者の請求に基づき、その全部又は一部は、知的財産総局により取り消される。**

(2) 略

(3) 特許取消しの決定は、実施権者に対して、知的財産総局により書面で通知される。

(4) (1)に定める理由による特許の取消しの決定は、記録され、かつ、公告される。

(5) 特許の取消しは、当該取消しに関する知的財産総局の決定がなされた日から効力を発する。

## II インドネシア特許年金問題

---

### (2) インドネシア旧特許法における特許年金に関する規定

- 第114条

(1) 第1回目の年金の納付は、特許付与の日から起算して遅くとも1年以内になされなければならない。

(2) その後の年金納付は、当該特許が存続する限り、遅くとも当該特許付与の日又はライセンスの記録の日と同日になされなければならない。

(3) (1)に定める年金は出願の最初の年から起算される。

- 第115条

(1) 特許権者が、継続して3年間第18条及び第114条に定める年金の納付をしなかった場合、特許は、当該3年目に対する納付期限の日において法律による取消しを宣言される。

# II インドネシア特許年金問題

---

## (2) インドネシア旧特許法における特許年金に関する規定

- 第116条

- (1) 第114条(3)及び第115条(2)にいう場合を除き、本法に定める期限に対する年金納付の遅延は、遅れた年の年金に毎月2.5%の追徴金が課される。
- (2) (1)に定める年金納付の遅延は、所定の期限の経過後7日以内に知的財産総局により特許権者に対して通知される。
- (3) (2)に定める通知書が関係当事者により受領されなかったとしても、(1)の規定の有効性を損なうものではない。

## II インドネシア特許年金問題

---

### (3) インドネシア旧特許法の解説文における特許年金に関する規定

- 第115条

- (1) 3年の期間は、特許権に対して特許の継続を検討するために十分な機会を与えるためのものである。年金未納による特許の取消しは、知的財産総局から特許権者に対して書面で通知される。当該通知には、本条に従って特許が取り消される日が記載される。3年間支払われなかった年金は、当該特許権者によって支払われるべき債務として残存する。

# II インドネシア特許年金問題

---

## (4) インドネシア旧特許法の解釈

- 旧特許法本文の規定（第88条及び第115条）によれば、3年間特許年金の未納が続いた場合には、インドネシア知的財産総局によって特許権が取り消されることは明らか。
- 特許権が取り消された場合に、3年分の未納特許年金の支払い義務があるかは旧特許法本文からは不明確。
- 但し、旧特許法第115条の解説文によれば、特許権が取り消されたとしても、3年分の未納特許年金の支払い義務が残ることは明らか。
- 更に、年金未納の場合に自動的に取り消されるわけではなく、自ら特許の取消しを請求するか（第90条）、インドネシア知的財産総局の書面による通知が必要となるため（第89条）、取消し通知が発行されるまでは特許権の効力が存続しており、年金の支払い義務があるようにも読める。



• 調査内容



• インドネシア特許年金問題



• **解説文の法的根拠**



• 解説文の法的拘束力



• まとめ

# III 解説文の法的根拠

---

## 1. 解説文の法的根拠

- 法律及び規則の制定に関する法律（2011年第12号）
  - 添付書類II第1条  
法令は、名称、前文、本文、末文、**解説文（必要な場合）**、添付書類（必要な場合）から構成される。
  - 添付書類II第176条  
解説文は、**対象となる法令の公式見解として機能し、当該法令の本文の規範を構成する。**（中略）。解説文は、法令の本文の規範を明確にする機能を有し、当該規範に不明確さを生じさせるものであってはならない。
- 以上から、法律及び規則の制定に関する法律が、解説文の法的根拠であると考えられる。

# III 解説文の法的根拠

---

## 2. 解説文の作成者と作成の要否

- 法律及び規則の制定に関する法律によれば、解説文の文案は法令等の法案と同時に作成されなければならないとされており、法案策定者が解説文も作成することとなっている。
- 全ての法令に解説文が付されているわけではないが、法律及び規則の制定に関する法律によれば、法律、州地方令及び市地方令については、常に解説文の作成が必要とされている。一方で、政令及び大統領令については解説文は必須ではない。
- 特許法の場合、解説文は必須であり、特許法策定者が法案と併せて作成したものである。

# III 解説文の法的根拠

---

## 3. 解説文の役割と制限

- 法律及び規則の制定に関する法律によれば、解説文は、法令等の本文の規範に関する法令制定主体の公式な解釈を提供する役割を担うとされている。
- 解説文には以下のような制限が課されている。
  - 法令等の条文を変更する内容を含んではならない。
  - 法令等の本文の基本的な内容に抵触してはならない。
  - 法令等の本文の規範の意味を拡大若しくは縮小し、又は別の意味を与えるものではあってはならない。
- そのため、上記の制限に違反している場合には、解説文が違法となり得る。



• 調査内容



• インドネシア特許年金問題



• 解説文の法的根拠



• **解説文の法的拘束力**



• まとめ

# IV 解説文の法的拘束力

---

## 1. 解説文に関する裁判例

- (1) 解説文について法律と同様に司法審査の対象となると判断した憲法裁判所判例（005/PUU-III/2005）
  - (2) 解説文が法的拘束力を有していることを前提として、解説文について司法審査を行った憲法裁判所判例（34/PUU-VII/2010, 15/PUU-XII/2014）
  - (3) 特許法の解説文に基づく主張を認めた裁判例（075PK/Pdt.Sus/2009, 143K/Pdt.Sus-HaKI/2012, 295K/Pdt.Sus-HaKI/2013）
- このように、解説文に法的拘束力があることを前提とした裁判例が複数あり、解説文には法的拘束力が認められると考えられる。



• 調査内容



• インドネシア特許年金問題



• 解説文の法的根拠



• 解説文の法的拘束力



• まとめ

# V まとめ

---

- 解説文は、「法律及び規則の制定に関する法律」に基づいて作成され、法令等の一部として法的に位置づけられている法的根拠を有する文書であり、法的拘束力も認められる。
- そのため、旧特許法の解説文は、法律上の制限（スライド16頁参照）の範囲内にある限りにおいて法的拘束力が認められ、インドネシア知的財産総局からの未納特許年金の請求は適法かつ有効なものと考えられる。

# V まとめ

---

## （補足）改正特許法（2016年法律第13号）

- 改正特許法では、年金の支払い方法が変わり、前納となった。
- 年金の未納が3年間継続した場合に特許が取り消されると規定していた旧特許法第115条が修正され、年金を納付期間内に納付しなかった場合に直ちに特許が取り消されることとなった（改正特許法第128条）。
- また、取り消された特許については、年金の納付義務がない旨明記された（改正特許法第136条）。

---

ご清聴ありがとうございました。

**TMI総合法律事務所**

**弁護士 関川 裕 [ysekikawa@tmi.gr.jp](mailto:ysekikawa@tmi.gr.jp)**

**東京オフィス**

**東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階**

**TEL: 03-6438-5611 (特許・商標代表)**

**シンガポールオフィス**

**168 Robinson Road, #11-01 Capital Tower, Singapore 068912**

**TEL: +65-6831-5670 (代表)**

本資料は、一般的な情報提供を紹介する目的で作成されたものにすぎず、専門家としての法的助言は含まれておりません。案件について個別に専門家からの助言を受けることなく本資料をもとに独自に判断されないようお願い致します。TMI総合法律事務所及びTMI Associates (Singapore) LLPは本資料に含まれる情報の正確性又は完全性について何ら保証するものではなく、本資料に基づいて発生した損失・損害について法律によって認められる範囲内においていかなる責任も負いません。

©2019 TMI Associates All rights reserved.